

議案第55号

令和6年度沼田市水道事業剰余金の処分及び決算の認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第32条第2項の規定により、令和6年度沼田市水道事業剰余金の処分について、議会の議決を求めるとともに、同法第30条第4項の規定により、令和6年度沼田市水道事業決算を別冊のとおり監査委員の意見を付け、議会の認定に付する。

令和7年8月26日提出

沼田市長 星 野 稔